

相談無料

※通話料はご負担
いただきます

消費者トラブル 110番

ネットで見つけた副業紹介
サイトで、副業サポート契約
をした。借金して代金を支
払ったが、返済が難しくど
うしたらよいか。

SNSで見た広告から格安の
ファンデーションを注文。
商品受け取り後に定期購入
だとわかり、解約したい。

2026年 **10月24日(土)**
10:00~15:00
電話相談・面談

(※面談のみ要予約)

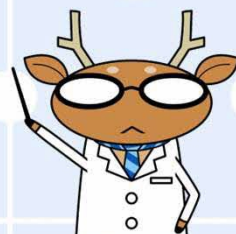
当日のみ特設電話

 **011-272-7007**

賃貸アパートを退去したら、壁
紙の貼り替え代など高額な請
求をされた。納得できない。

契約中の会社を名乗る電話
で、光回線が安くなると勧誘
されて契約した。後日、契約
会社が変わることがわかり
やめたい。

北海道消費者教育
PRキャラクター
「かしこしか」



消費生活に関するトラブルについて、消費者からのご相談を北海道立消費生活
センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士と一緒に電話、面談で伺います。

※**面談**での相談をご希望の方は、**事前予約が必要**です。詳しくは裏面をご覧ください。

※**面談時間**は先着順で調整させていただきます。

＜面談予約・問合せ先＞

北海道立消費生活センター 相談支援グループ Tel 011-221-0110

面談予約ご希望の方へ ～ご確認のうえお申し込みください～

*消費生活に関するトラブルについて、消費者からの相談を受け付けます。

お受けできない相談の例:事業者としての契約、労働問題、個人間のトラブルなど

*ご希望をもとに時間帯を調整し、こちらから連絡します。連絡がない場合はお問い合わせください。連絡の際は 011-221-0110 からお電話をします。

<面談相談会場>

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟2階

*当日は、予約時間の5分前までにお越しください。



<申し込み先>

相談支援グループ「消費者トラブル110番」面談予約受付係

TEL : 011-221-0110

FAX : 011-221-4210

氏 名		
住 所		
日中連絡可能な 電話番号		
FAX番号		
面談希望時間	() 10:00～	() 13:00～
※可能なすべての時間 帯の()に○をつけて ください	() 11:00～	() 14:00～
	() 12:00～	()いつでも可能
連絡事項		